

京都大学渉外部暫定要項

第1 京都大学（以下「本学」という。）に、京都大学事務組織規程第15条の規定に基づき、本部の事務組織として、渉外部を置く。

第2 渉外部は、渉外担当の理事（以下「担当理事」という。）の下に、次の事務をつかさどる。

- (1) 京都大学本部事務分掌規程（平成18年8月30日総長裁定）の定めるところにより、企画部社会連携推進課がつかさどることとされる事務
- (2) 京都大学外部戦略室要項（平成20年10月21日総長裁定）第2に定める業務
- (3) その他学外の機関等との連携・協力等に関する企画・調整等に関し、必要なこと。

第3 渉外部は、部長並びに企画部社会連携推進課及び外部戦略室で組織する。

2 渉外部長は、担当理事が指名する本学の事務職員をもって充てる。

3 渉外部長は、担当理事の命を受け、渉外部における事務を統括する。

第4 この要項に定めるもののほか、渉外部の運営に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から実施する。